

公立大学法人京都市立芸術大学芸術教育振興基金規程

(平成24年4月1日理事長決定)

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人京都市立芸術大学が設置する京都市立芸術大学芸術教育振興基金(以下「基金」という。)の運営管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 基金は、京都市立芸術大学(以下「本学」という。)において行う芸術に関する教育及び研究の振興に寄与する事業(以下「事業」という。)の推進を図ることを目的とする。

(所属財産)

第3条 基金は、次の各号に掲げる資金及びその運用から得られる果実をもって充てる。

(1) 京都市立芸術大学奨学基金条例及び京都市立芸術大学芸術教育振興基金条例を廃止する等の条例(平成24年京都市条例第43号)第1条による廃止前の京都市立芸術大学芸術教育振興基金条例(昭和63年3月31日京都市条例第44号)第1条に規定する京都市立芸術大学芸術教育振興基金に属する財産で、京都市から公立大学法人京都市立芸術大学に寄附されたもの

(2) 基金の設置後、前条の目的達成のための使途をもって受け入れた寄付金
(支出対象事業)

第4条 基金は、次の各号に掲げる事業の実施に要する経費に支出するものとする。

(1) 国際交流事業

ア 留学生の派遣及び受入れ

イ 研究者の交流

ウ 諸外国の大学及び研究機関との交流

エ その他国際交流を図るために必要な事業

(2) 開かれた大学としての事業

ア 作品展，展覧会，音楽会等

イ 各種講演，講座

ウ その他開かれた大学を目指すために必要な事業

(3) その他芸術教育振興のための事業

(経費)

第5条 前条に規定する事業の実施に要する経費は，基金の運用から得られる果実をもって充てる。

2 理事長が事業の必要性を認めた場合は，その経費に元金を充てることができる。

(運用)

第6条 基金の運用は，地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第43条各号に規定する範囲内の方法により，安全かつ効果的な運用を行うものとする。

(寄付金の受入れ)

第7条 基金に対する寄付金の受入れは，公立大学法人京都市立芸術大学寄付金等取扱事務規程に定めるところによる。

(管理)

第8条 基金の管理は，この規程及びこの規程に基づく定めによる。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか，必要な事項は，別に定める。

附 則

この要綱は，平成24年4月1日から施行する。